

全国がん登録の制度 医療機関の役割等



健やか力向上推進キャラクター
「マモルさん」

今を変えれば!
未来は変わる!!

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課

- 法律の概要
- 全国がん登録の制度（医療機関関係）
- 全国がん登録の届出
- 全国がん登録の遡り調査
- 地域がん登録との関係
- おわりに

法律の概要

がん登録等の推進に関する法律について

◇成立

- ・ 第185回臨時国会の議決により成立
- ・ 平成25年12月13日公布

◇施行日

- ・ 平成28年1月1日（平成26年政令第259号）

◇目的

- ①がん医療の質の向上、国民に対するがん予防についての情報提供の充実、その他がん対策を科学的知見に基づき実施する
- ②登録情報を利用した、がんに係る調査研究を推進し、がん対策の一層の充実を図る



地域がん登録から全国がん登録へ

がん登録等の推進に関する法律の概要 (平成25年12月13日法律第111号)

がん登録等 (全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集)

- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

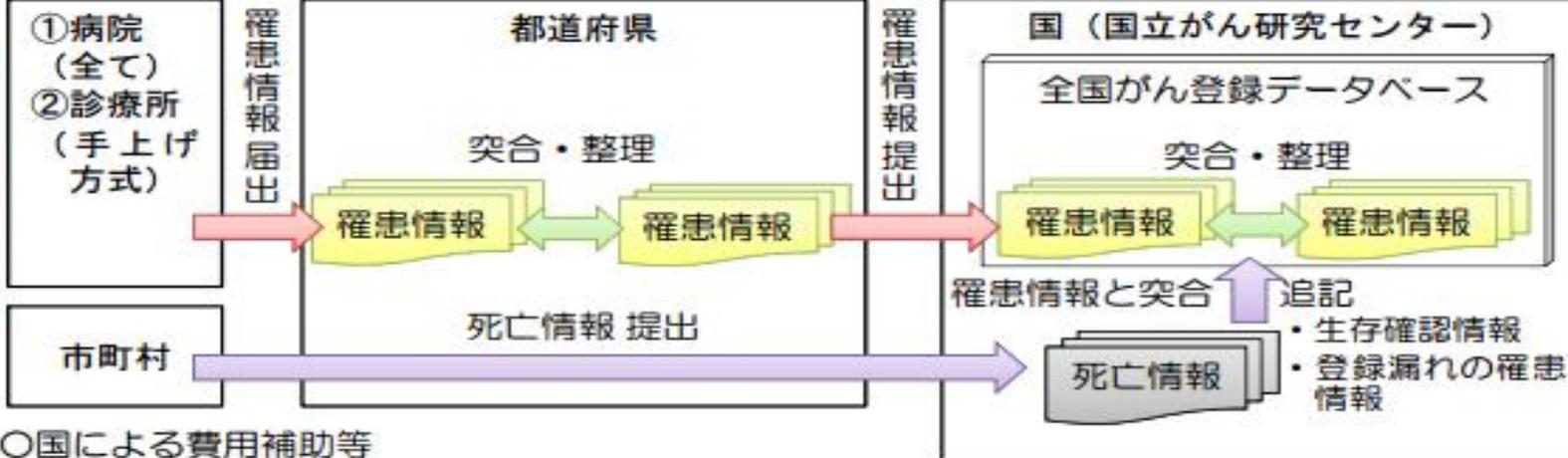
➡がん医療の質の向上等 (がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進)、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録

情報の収集・記録



利用等の限度

- 〇国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
- 〇届出を行った病院等への生存確認情報の提供

- 〇がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供
(研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重)
- ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める

- 〇都道府県がんデータベース (地域がん登録のデータ等と一体的に保存) の整備

有識者の会議の
意見聴取

情報の保護等 (情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。)

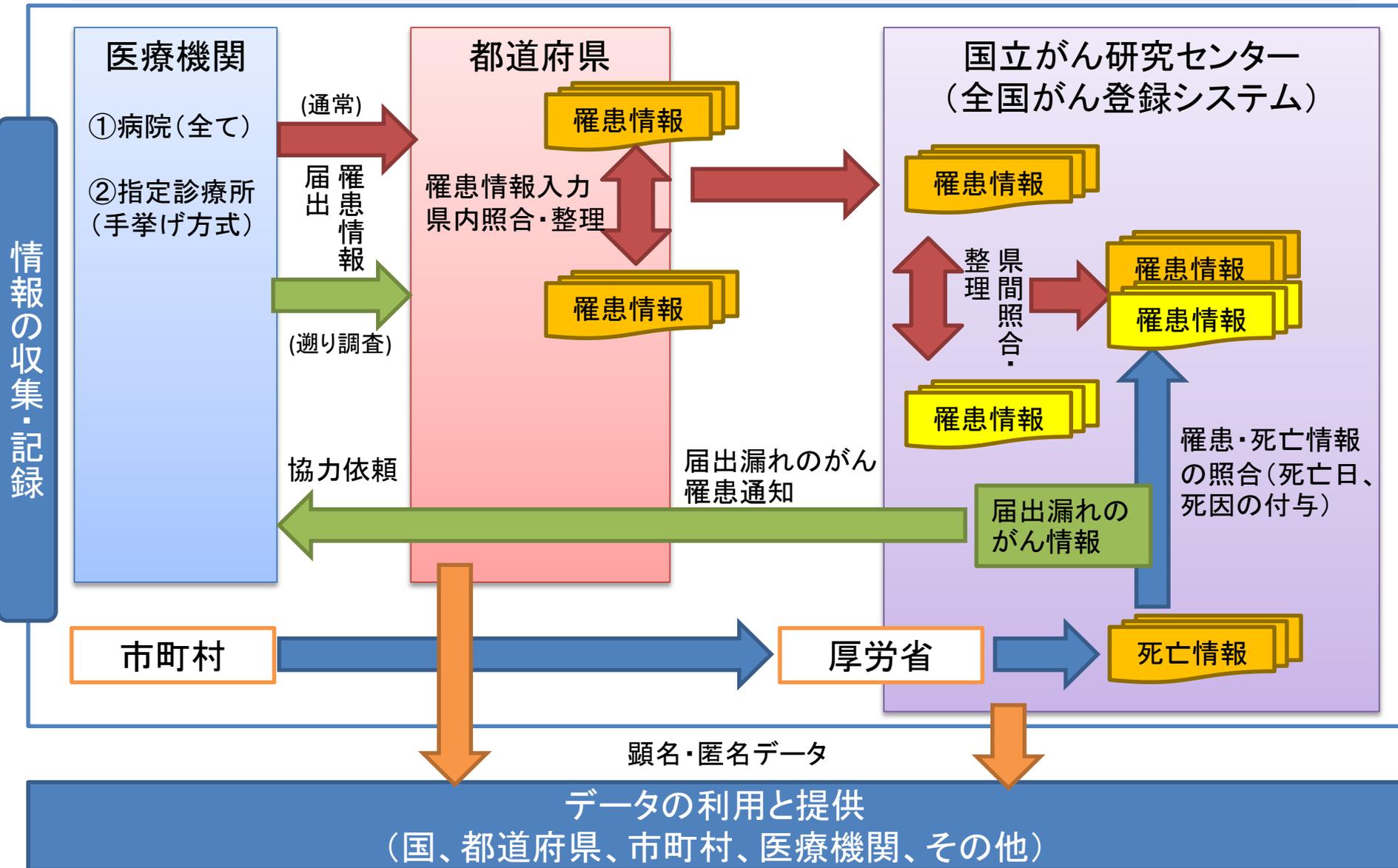
院内がん登録等の推進 (院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備)

人材の育成 (全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等)

がん登録等の情報の活用

- 〇国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 〇医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- 〇がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

医療機関、都道府県及び国の作業分担



全国がん登録の制度 (医療機関関係)

対象医療機関等

◇対象医療機関（法第2条、第6条）

全病院・・・義務

診療所・・・手挙げ方式

◇診療所の指定について（省令第14条）

・診療所の指定は、診療所の開設者による申請により行う。

※ 青森県では、毎年1月1日付けで指定
（前年の11月末まで申請を受け付け）

がんの定義・医療機関からの届出

◇がんの定義（法第2条、政令第1条）

- ・「がん」＝ 悪性新生物及び上皮内がん等

◇届出義務の発生時期（法第6条、省令第12条）

- ・ 原発性のがんについて当該病院等において初回診断が行われたとき。
（転移又は再発の段階で当該病院等において初回診断が行われた場合を含む）

◇届出の期限（法第6条、省令第10条）

- ・ 病院等が初回の診断を行った日から、翌年の12月31日まで
※ ただし、指定日以降に初回診断した症例が対象

◇届出先（法第6条）

- ・ 病院等の所在する都道府県へ届出（患者の住所地ではない）

届出項目

◇届出項目（法第6条、省令第3条～6条・第11条～第13条）

No	項目名	No	項目名
1	病院等の名称	14	診断日
2	診療録番号	15	発見経緯
3	カナ氏名	16	進展度・治療前
4	氏名	17	進展度・術後病理学的
5	性別	18	外科的治療の有無
6	生年月日	19	鏡視下治療の有無
7	診断時住所	20	内視鏡的治療の有無
8	側性	21	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲
9	原発部位	22	放射線療法の有無
10	病理診断	23	化学療法の有無
11	診断施設	24	内分泌法の有無
12	治療施設	25	その他の治療の有無
13	診断根拠	26	死亡日

届出勧告・公表

◇届出勧告（法第7条）

- ・ 都道府県知事は、**病院**の管理者が届出を行っていない場合、がんの罹患、診療、転記等の状況を把握するために特に必要があるときには、管理者に対して、期限を定め、届出勧告を行うことができる。

◇公表（法第7条）

- ・ 都道府県知事は、届出勧告を受けた**病院**の管理者が期限内に届出を行わなかった場合には、その旨を公表することができる。

※ 診療所は対象外

死亡者情報票の提出・遡り調査

◇死亡者情報票の提出（法第11条）

- ・市町村は人口動態調査令施行規則第6条に基づく事項（死亡者の氏名、性別、生年月日、死亡時の住所、死亡の日、死亡原因等）について死亡者情報票を作成し、保健所の長に提出しなければならない。
- ・保健所の長は都道府県知事に、都道府県知事は厚生労働大臣に、それぞれ死亡者情報票を提出しなければならない。

◇遡り調査（法第14条、省令第18条）

- ・死亡者情報票により新たに発見された症例については、死亡診断を行った医療機関（医師）の所在地の都道府県知事に対し、死亡診断書の作成に係る病院等その他の施設の所在地又は医師の住所等を通知する。
- ・通知を受けた都道府県知事は対象の医療機関に追加情報の提出を依頼する。

データの利用・提供

◇医療機関への提供（第20条）

- ・ 都道府県知事は、医療機関の管理者から、当該機関から提出のあったがん登録データに係る予後情報の提供を求められたときは、全国がん登録データベースを用いて提供を行わなければならない。

※ 自院のがん医療充実等に活用できる

秘密保持義務、その他の義務

◇秘密保持義務（第28条第7項）

- ・ 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者はその業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密をもらしてはならない。
 - 一 違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（第55条）

◇その他の義務（第29条第7項）

- ・ 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者はその業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

医療機関の役割等(まとめ)

- 対象医療機関は、病院全て、県知事から指定された診療所
- 診療所の指定は、開設者の申請を受け、県知事が行う（手挙げ方式）
 - ※ 青森県は、毎年1月1日付けで指定（前年11月末まで受け付け）
- 届出は、自院で原発性がんの初回診断が行われた日から翌年末までに、所在地の都道府県に対し行う
 - ※ ただし、指定日以降に初回診断した症例が対象
（例：H29.1.1指定－H29.1.1以降に初回診断した症例を届出）
- 届出項目は26項目（現行の地域がん登録とほぼ同内容）
- 病院は届出しなかった場合、県知事から勧告、公表される対象となる
 - ※ 診療所は対象外
- 届出したがんに係る予後情報の提供を受けることができる
 - がん登録データを自院のがん医療充実等に活用
- 届出情報について、秘密保持義務等が生じる（一部、罰則規定あり）

全国がん登録の届出

届出情報の提出形式

総括票

届出申出書(pdf形式)
全国がん登録届出支援サイト



個票

症例ごとの届出情報
(医療機関で以下の①～③のうち一つを選択し作成)

全国がん登録への対応

国立がん研究センター提供システム

1 院内がん登録を実施

・院内がん登録支援Hos-CanR Plus(csv形式)
— 全国がん登録項目対応 → 医療機関が利用申込
http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/hospital/info/support_software.html

2 全国がん登録項目のデータベースで対応

・全国がん登録対応Hos-CanR Lite(csv形式)
→ 医療機関が利用申込
http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/e-rep/hoscanrlite.html

3 比較的少数症例を報告

・電子届出票(pdf形式)
全国がん登録届出支援サイト

※ 原則、電子ファイルの形式(pdf、csv)です。ただし、電子ファイル形式での作成・提出が難しい場合、当面、紙媒体でも可としています。

全国がん登録届出支援サイト

1 機能

- ①届出申出書(pdfファイル)の作成
- ②院内がん登録情報からの届出用csvファイルの暗号化ツール
- ③電子届出票(pdfファイル)の作成と暗号化ツール

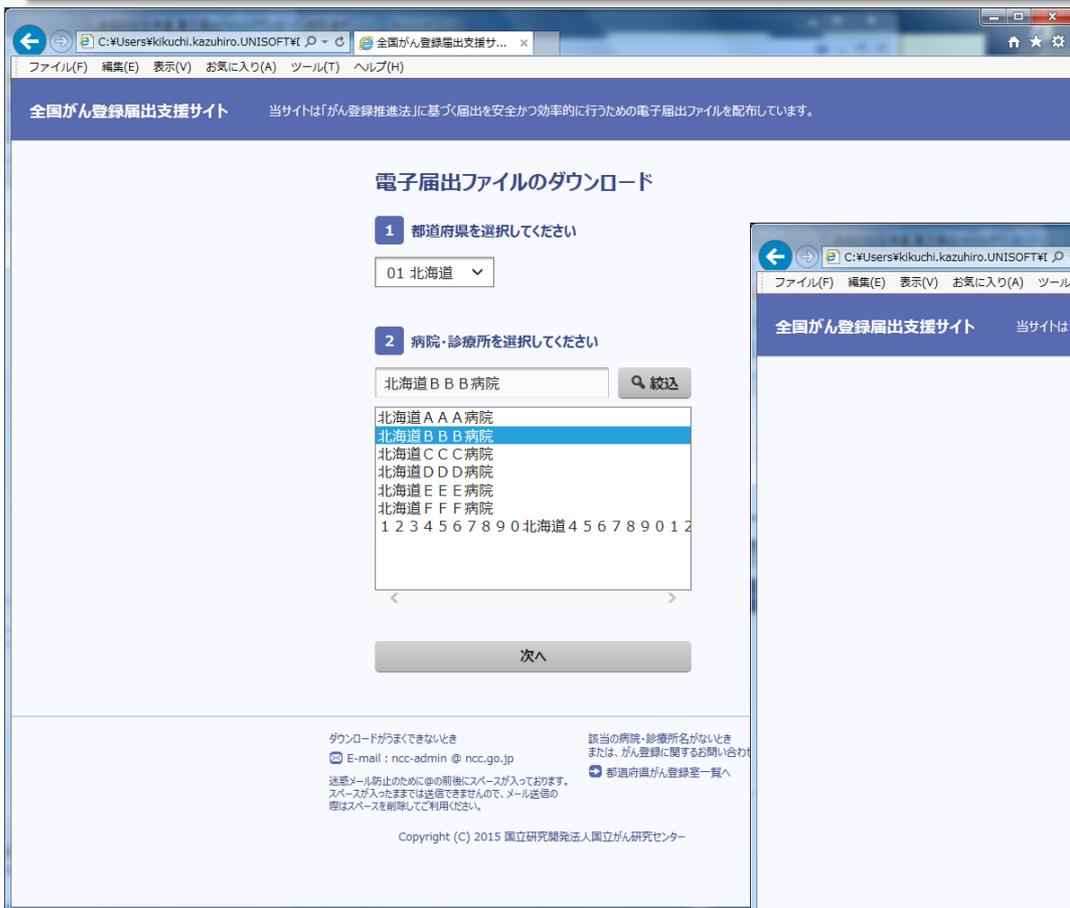
2 アドレス

http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/enotification_info.html

3 実際の作業

全国がん登録への対応	このサイトでの作業
1 院内がん登録を実施 (Hos-CanR Plus)	①届出申出書作成
2 全国がん登録項目のデータベースで対応 (Hos-CanR Lite)	②csvの暗号化
3 比較的少数症例を報告 (電子届出票)	①届出申出書作成 ③電子届出票作成、暗号化

全国がん登録届出支援サイト(画面1)



届出方法

個人情報等が含まれていますので、セキュリティに配慮した方法で届出されなければなりません。

届出形式	種類	ファイルの暗号化	保存媒体	郵送方法
電子情報 (原則)	Hos-CanR Plus Hos-CanR Lite (csvファイル)	全国がん登録届 出支援サイトで 提供する暗号化 ツール利用	県から配布 された専用 のCD-R	県が作成した封 筒(追跡サービス 付き配達)の利用 (郵送料は、県で 費用負担)
	電子届出票 (pdfファイル)			
紙情報 (当面可)	電子届出票の印 刷物(※1)		紙媒体	
	OCR専用用紙 (※2)			

※1 医療機関で電子届出票を作成できるが、電子媒体に保存できないなど、電子ファイルでの届出が困難な場合、紙情報での届出が当面可能です。

※2 電子届出票の作成が難しい場合、提供します。

届出の時期

1 法令等上の届出期限

病院等が自院で初回の診断を行った日から、その翌年末まで(随時提出)

診断日	届出期限
平成28年1月8日	平成29年12月31日
平成28年12月20日	
平成29年1月5日	平成30年12月31日

2 本県の届出目安

法令等では随時提出とされていますが、本県では個人情報保護の観点から以下の提出時期の目安を参考に、各医療機関の状況に応じ、提出をお願いします。

全国がん登録への対応		平成29年症例提出の目安
電子情報	Hos-CanR Plus	平成30年8月頃(院内がん登録の提出時期)
	Hos-CanR lite	①平成29年1月～6月症例 平成29年12月まで ②平成29年7月～12月症例 平成30年6月まで ※ 約半年ごとにまとめて提出
	電子届出票	
紙情報		

届出先

- 弘前大学医学部附属病院医療情報部
(現在、県が作成した封筒(追跡サービス付き配達)を利用)



発行日付 2016年02月22日
有効期限

<<チェックが完了していません>>
右下の「確定」ボタンを押してください

全国がん登録 届出申出書

届出種別を選択してください

届出種別 届出票 CSVファイル添付

電子届出ファイルの使い方

- 届出票
1. 届出申出書に病院・届出担当者情報を入力してください
2. 届出票に情報を入力してください
※最大10件まで入力できます
3. 「確定」ボタンを押して、PDFファイルを保存してください
- CSVファイル添付
1. 届出申出書に病院・届出担当者情報を入力してください
2. CSVファイルを添付してください
3. 「確定」ボタンを押して、PDFファイルを保存してください

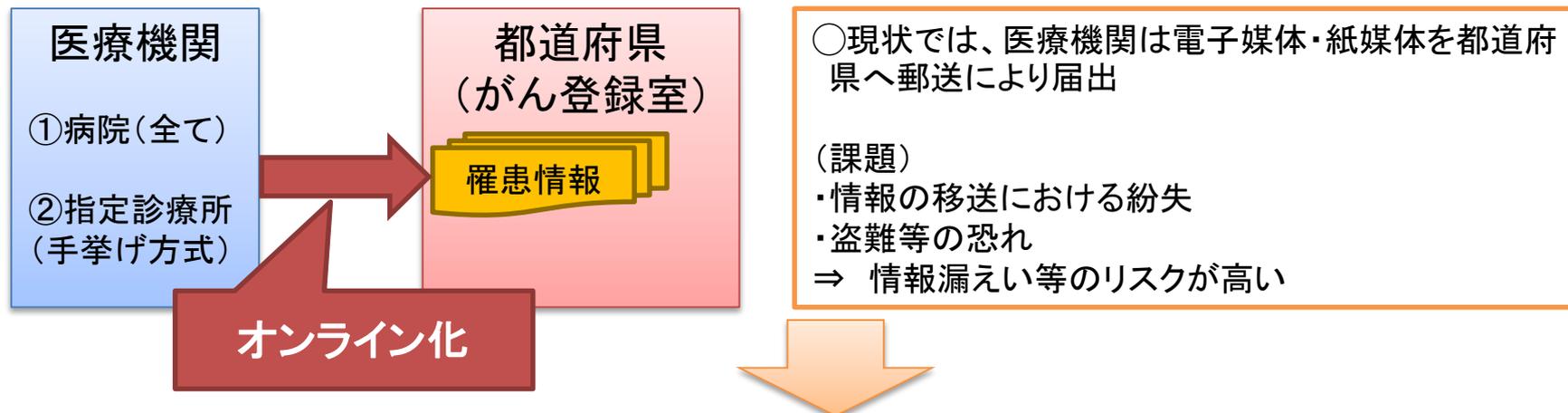
病院・届出担当者情報を入力してください

都道府県	北海道	病院等の名称	国立病院機構北海道がんセンター
病院等の所在地		管理者氏名	
届出担当者氏名		届出担当者電話番号	
届出担当者メールアドレス		届出担当者FAX	
届出案件数		添付ファイル件数	
添付ファイル内件数			
コメント			

(全半角256文字)

初期化 確定

届出のオンライン化（国の動き）



国のスケジュール

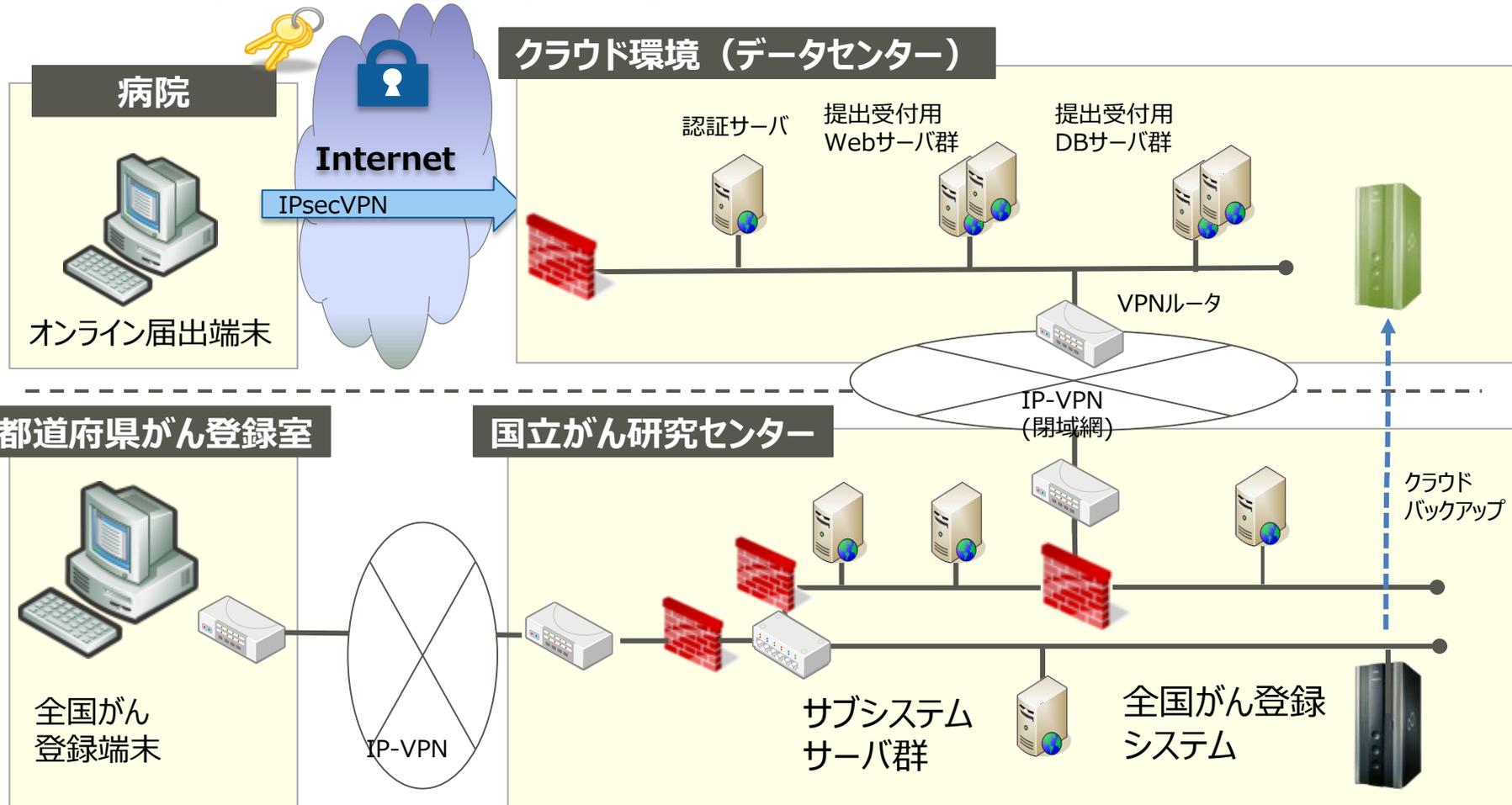
- H28年度 がん登録オンラインシステム(届出のオンライン化)を構築予定
- H29年4月 システム稼働予定
- H29年度半ば システムの実用(オンライン届出の受付)予定
- ⇒ 届出情報の安全な移送、精度向上・事務の効率化

システムの概要

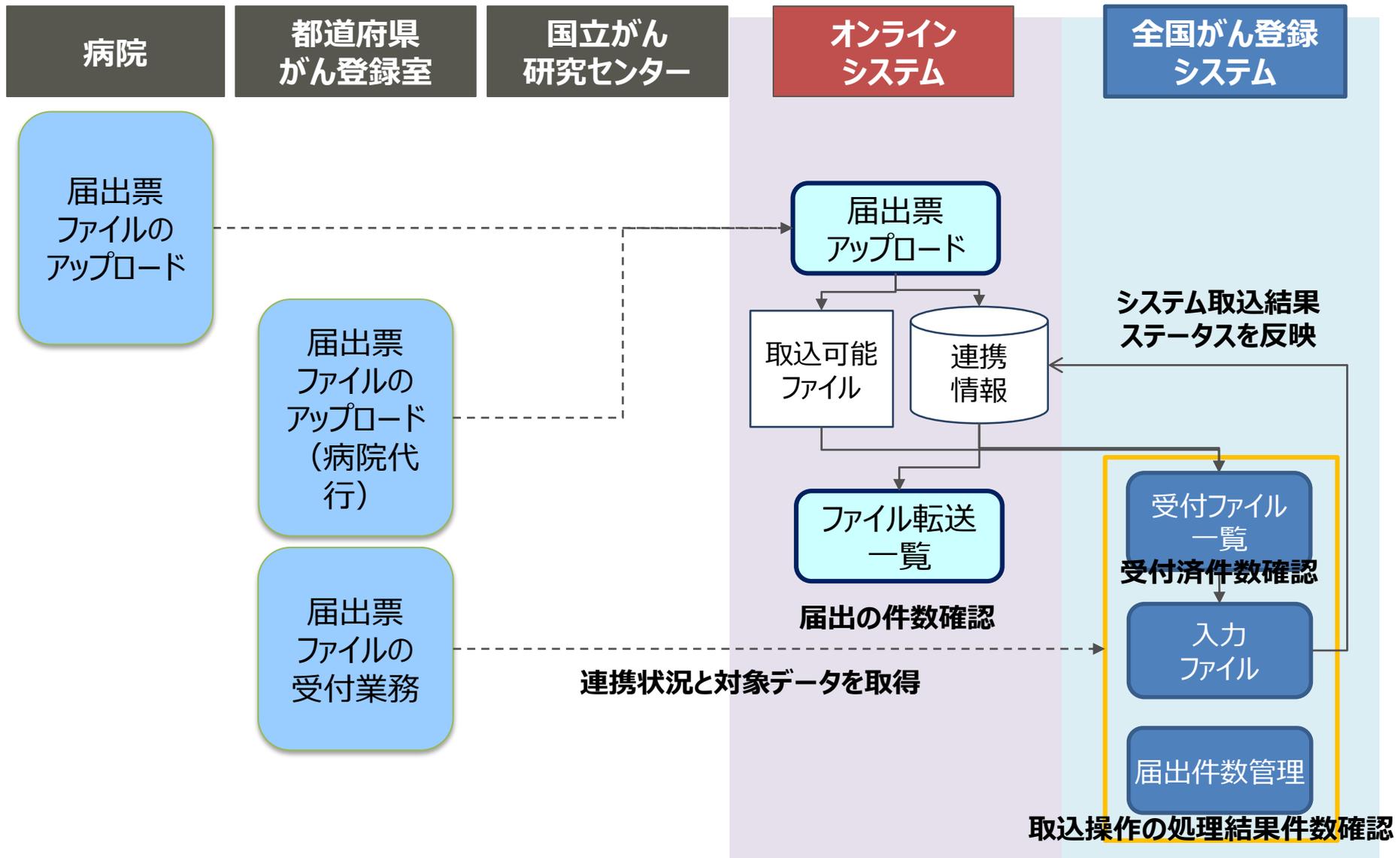
- ・今まで郵送していたPDFファイルをアップロードする場所を作成するもの(新たなプログラムの開発ではない)
 - ・オンラインでレセプト請求している医療機関であれば、対応できるようなもの
 - ・医療機関には、アップロードするためのパスワード等をお知らせすることが必要(留意点)
 - ・国では、システム稼働後、医療機関には、原則オンラインによる届出をお願いしたいとしているが、例外的に、特段の理由があれば、オンライン以外の届出も認めるとしている。
- ⇒ 今後見込まれる国等の通知を踏まえ、各医療機関にオンライン届出の意向確認を行う予定

届出のオンライン化(イメージ)

- H28委託事業として国がんが開発、H29年度半ばからの実用化を目指す。



オンラインシステムと全国がん登録システムの連携イメージ



オンライン届出までの手順

1月

- 医療機関向け説明会（1月28日）

未定

- 国等から県へのシステム稼働等に係る通知

未定

- 県から医療機関へのオンライン届出等の意向確認

未定

- 医療機関から県へのオンライン届出

H29.1.1付け新規指定診療所の皆様へ

上記手順に合わせて、届出方法等の意向を確認し、必要な物品等を配布する見込み。

全国がん登録の遡り調査

全国がん登録における遡り調査

○全国がん登録における遡り調査とは・・・

市町村からの死亡者情報票により、(これまでがん情報がなく)新たにがん情報が把握された場合、

・がんに係る死亡診断書を作成した病院等に対し、法律に基づく一定の期間内に当該がんに関する届出が行われなかったものとして、遡って届出を求めること

○対象医療機関

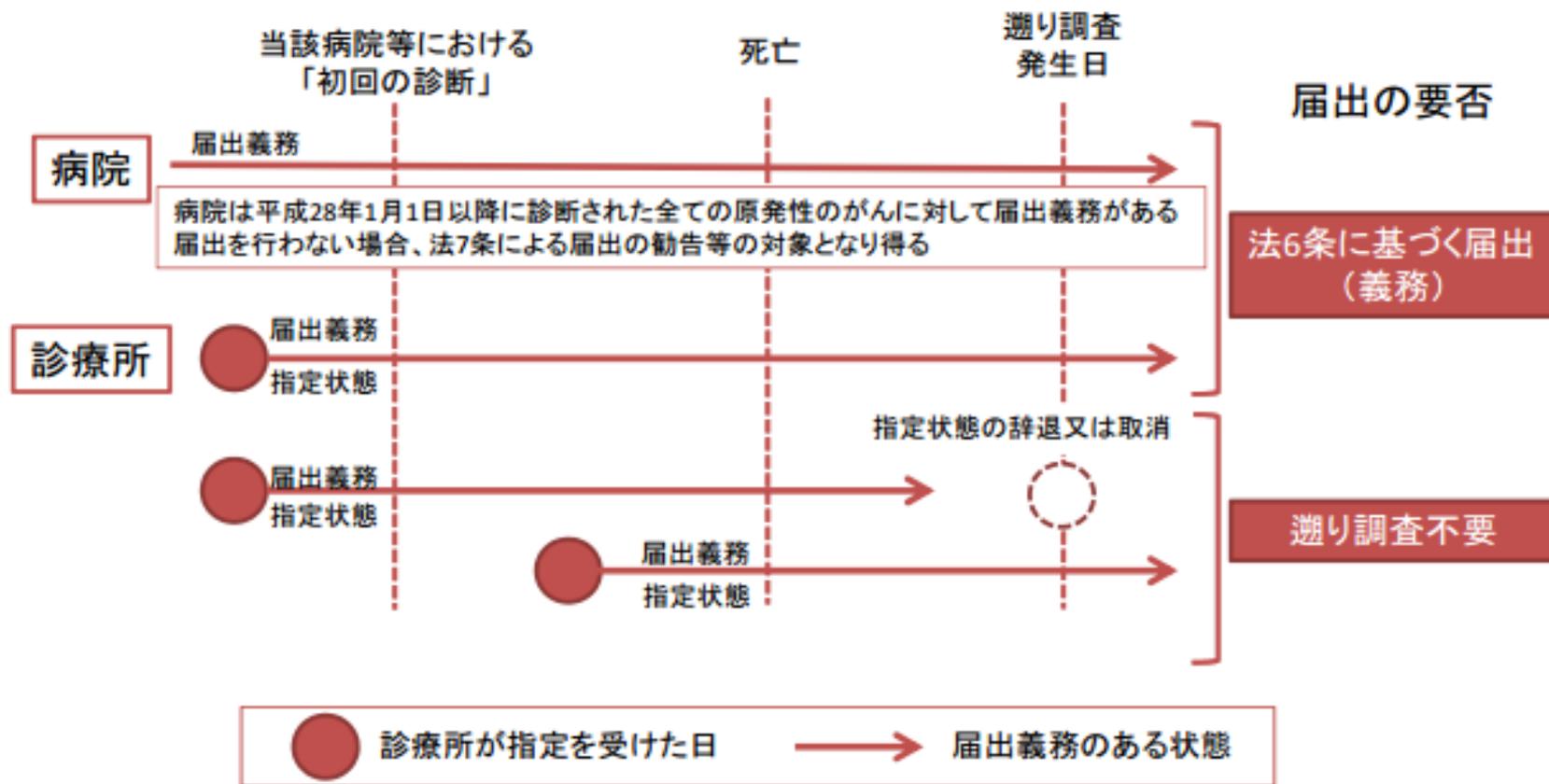
・病院及び指定診療所

○留意点

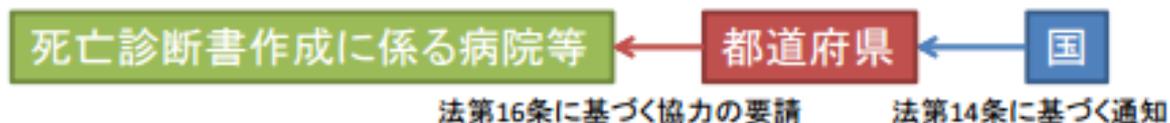
・通常のがん登録の届出と同様、法第6条による届出義務があります。

・病院では、遡り調査に協力いただけない場合、法第7条による届出の勧告等の対象となり得ますので、注意ください。

遡り調査と診療所指定時期との関係



※遡り調査の法的根拠



遡り調査の流れ

- ① 国(国立がん研究センター)から都道府県の全国がん登録担当に死亡者新規がん情報の確認依頼(法第14条)

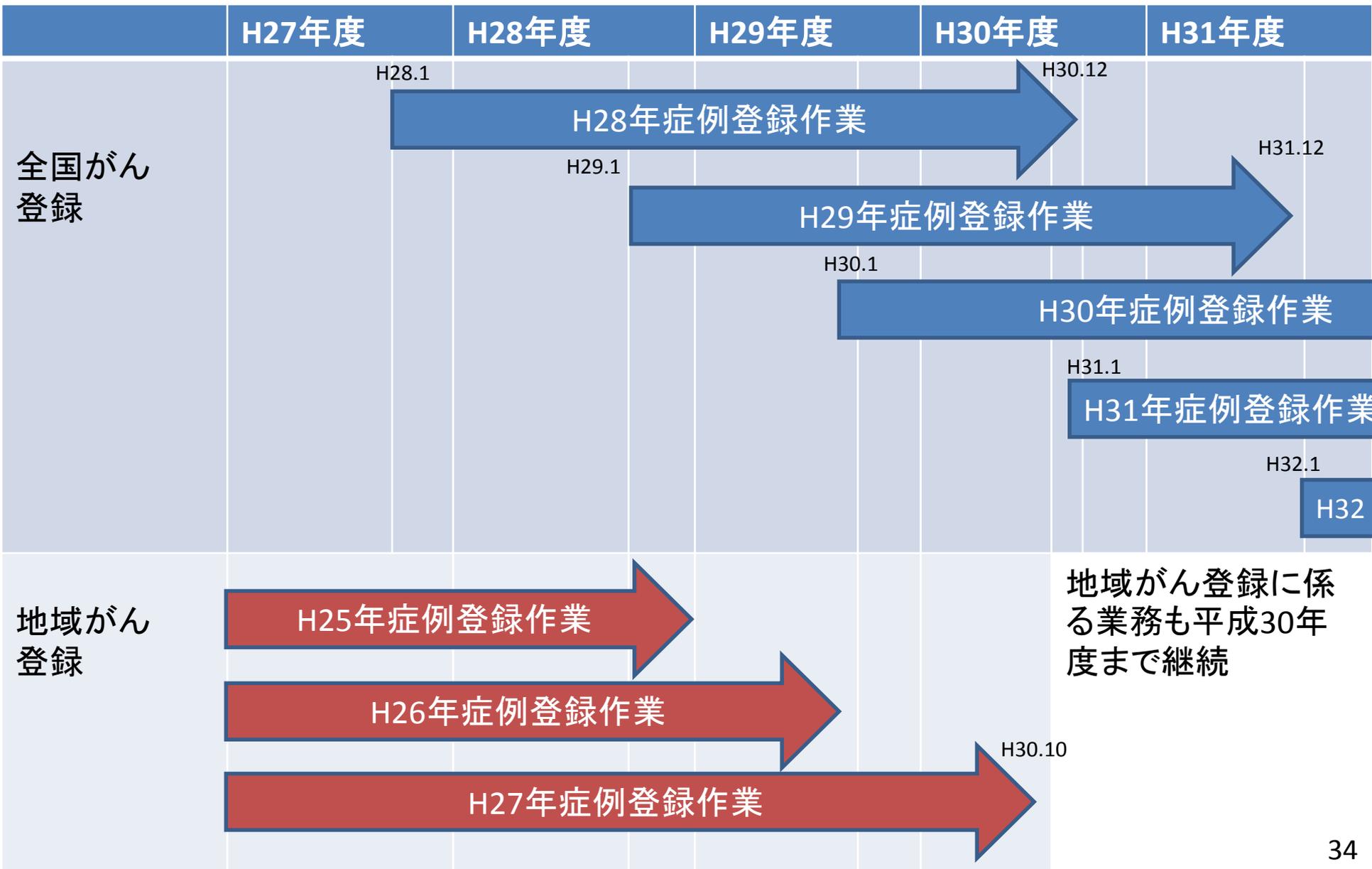
- ② 各都道府県の全国がん登録担当から各医療機関に対し遡り調査の依頼(法第16条)
 - 調査対象は病院及び指定診療所

- ③ 各医療機関で遡り調査を実施し、全国がん登録担当へ提出(法第6条)

- ④ 各都道府県の全国がん登録担当から国(国立がん研究センター)へ提出(法第8条)

地域がん登録との関係

全国がん登録と地域がん登録の重複時期



地域がん登録に係る作業時期（医療機関関係）

項目	がん登録届出	遡り調査
平成25年症例	遡り調査開始まで (随時受付)	平成29年1月
平成26年症例		平成29年9月 ～10月
平成27年症例		平成30年7月～9月

- ※ 平成25年症例分から、国立がん研究センターが全都道府県統一的に作業日程等を決定しています。
- ※ 作業時期については、あくまでも目安です。
- ※ 全国がん登録の遡り調査票と様式は同じです。
- ※ 届出先は、今までどおり(青森県がん・生活習慣病対策課)です。

全国がん登録と地域がん登録の届出の違い

項目	全国がん登録	地域がん登録
対象症例	平成28年以降	平成27年まで
対象医療機関	すべての病院 指定診療所	医療機関(任意)
届出義務	法第6条に規定	なし(届出は協力)
届出形式	原則、電子情報(csv、 pdf)	届出票(紙)
届出方法	原則、CD-Rで郵送 (今後、オンライン届 出)	紙媒体で郵送
届出先	弘前大学医学部附属 病院医療情報部	青森県がん・生活 習慣病対策課

※ 届出用の封筒について、全国がん登録用、地域がん登録用の別が分かるように色分け等をしています。

おわりに

青森県からのお願い

- 平成28年症例から全国がん登録が始まり、全国統一したがん登録データの収集が行われています。
- また、平成27年以前の症例についても、当分地域がん登録として、データの収集（遡り調査を含む）は継続されます。
- **がん登録データは、全国でも最もがんによる死亡状況が悪い本県にとって、科学的な根拠に基づいたがん対策を進めるために不可欠な情報です。**
- 全国がん登録、地域がん登録ともに、御協力をよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

○がん登録事業全体

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課

電話017-734-9216

FAX 017-734-8045

○届出内容

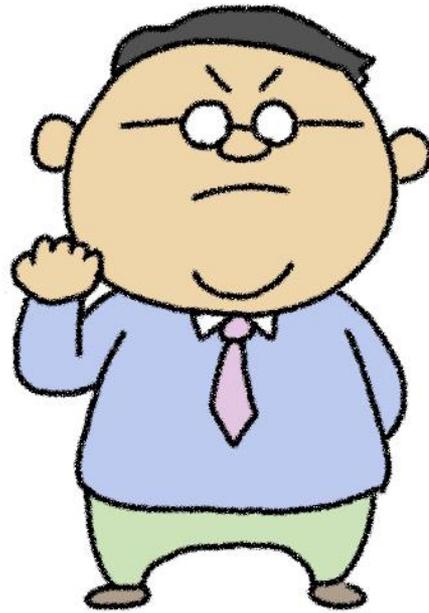
弘前大学医学部附属病院医療情報部

松坂 方士

電話0172-39-5343

FAX 0172-39-5342

今を変えれば！未来は変わる！！



ご清聴ありがとうございました。